

2027年6月入学生対応

# 社会福祉士相談援助業務について

## 相談援助業務一覧

社会福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権限をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、「2027年6月11日入学生用募集要項」の30ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

### ■実務経験証明書データ



### ■実務経験検索フォーム



## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	社001
		受付相談員	社002
		相談員	社003
		電話相談員	社004
		児童心理司・心理判定員	社005
		児童指導員	社006
		保育士	社007
	母子生活支援施設	母子支援員・母子指導員	社008
		少年指導員(少年を指導する職員)	社009
		個別対応職員	社010
		自立支援担当職員	社502
	児童養護施設	児童指導員	社011
		保育士	社012
		個別対応職員	社013
		家庭支援専門相談員	社014
		職業指導員	社015
		里親支援専門相談員	社016
		自立支援担当職員	社503
		障害児入所施設 ・児童発達支援センター (障害児通所支援事業)	児童指導員(注意2)
	保育士(注意3)		社018
	心理指導担当職員		社019
	児童発達支援管理責任者		社020
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設(第一種、第二種)	児童指導員(注意2)	社021
		保育士(注意3)	社022
知的障害児通園施設	児童指導員(注意2)	社023	
	保育士(注意3)	社024	

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員(注意2)	社025
		保育士(注意3)	社026
		児童指導員(注意2)	社027
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員(注意2)	社027
		保育士(注意3)	社028
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	社029
		保育士	社030
		個別対応職員	社031
		家庭支援専門相談員	社032
		自立支援担当職員	社504
		児童指導員(注意2)	社033
	重症心身障害児施設	保育士(注意3)	社034
		心理指導員(心理指導を担当する職員)	社035
		児童自立支援専門員	社036
	児童自立支援施設	児童生活支援員	社037
		個別対応職員	社038
		家庭支援専門相談員	社039
		職業指導員	社040
		自立支援担当職員	社505
		相談員 (児童・母子家庭等に対し福祉に関する相談・助言を行なう職員)	社041
	児童家庭支援センター	相談支援専門員	社042
		相談支援員	社506
	障害児相談支援事業	児童指導員	社043
		保育士	社044
	乳児院	個別対応職員	社045
		家庭支援専門相談員	社046
		里親支援専門相談員	社047
		相談援助業務を行なっている指導員	社048
		個別対応職員	社507
	児童自立生活援助事業を行なっている施設	自立支援担当職員	社508
		相談援助業務を行なっている職員	社049
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	社050
指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 (国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの)	児童指導員(注意2)	社051	
	保育士(注意3)	社052	

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード		
児童福祉法	児童発達支援事業を行なう施設	指導員(注意1)	社053		
		児童指導員(注意2)	社054		
		保育士(注意3)	社055		
		児童発達支援管理責任者	社056		
		障害福祉サービス経験者(注意4)	社057		
		機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	社058		
		指導員(注意1)	社063		
	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	放課後等デイサービス事業を行なう施設	児童指導員(注意2)	社064	
			保育士(注意3)	社065	
			児童発達支援管理責任者	社066	
			障害福祉サービス経験者(注意4)	社067	
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	社068	
			居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	訪問支援員(注意1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	社069
				児童発達支援管理責任者	社070
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	訪問支援員(注意1) (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	社071		
		児童発達支援管理責任者	社072		
	医療型児童発達支援事業を行なう施設		児童指導員(注意2)	社059	
			保育士(注意3)	社060	
			児童発達支援管理責任者	社061	
			機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る)	社062	

(注意1)「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

## 1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
児童福祉法	里親支援センター	里親制度等普及促進担当者	社509	
		里親等支援員	社510	
		里親研修等担当者	社511	
		家庭支援専門相談員	社512	
		自立支援担当職員	社513	
		養親等相談支援員	社514	
	若年被害女性等支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なう職員	社515	
	養育支援訪問事業を行なっている事業所	訪問支援者	社516	
	児童厚生施設(児童遊園を除く)	職員のうち相談援助業務を行なっている者	社517	
	親子再統合支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	社518	
	社会的養護自立支援拠点事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	社519	
		生活相談支援員	社520	
		就労相談支援員	社521	
	妊産婦等生活援助事業を行なっている事業所	支援コーディネーター	社522	
		母子支援員	社523	
	子育て世帯訪問支援事業を行なっている事業所	訪問支援員	社524	
	児童育成支援拠点事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	社525	
	こども家庭センター	児童の福祉及び妊産婦の福祉に関する相談に応ずる職員	社526	
		母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	社527	
		統括支援員	社528	
	地域子育て相談機関	相談支援業務を行なっている職員	社529	
	その他	利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社073
		児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている職員	社074
		地域生活支援事業 ・障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員(相談員)	社075
心身障害児総合通園センター		相談援助業務を行なっている職員	社076	
子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び 保育所等において実施する事業		児童指導員(注意2)	社078	
		保育士(注意3)	社079	
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関		スクールソーシャルワーカー	社080	
子ども家庭総合支援拠点		相談援助業務を行なっている職員	社081	
医療的ケア児支援センター (変更前:「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所)		医療的ケア児等コーディネーター	社083	

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 2. 高齢者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	社100
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社101
		介護老人保健施設	支援相談員	社102
			相談指導員	社103
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社104
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社105
	介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社105	
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社106	
	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員(注意5) (保健師、主任介護支援専門員等)	社107	
	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員	社108	
		計画作成担当者	社109	
	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設(注意6) ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設 を含む	生活相談員	社110	
				指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設 を含む
	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員	社112	
		生活指導員	社113	
	指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	社114	
指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	社115		
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	社116		
指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者	社117		
指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社118		
指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社119		
指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社120		

(注意5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

## 2. 高齢者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	社121
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社122
	居宅介護支援事業を行なっている事業所	担当職員	社124
	介護予防支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社123
	第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	社125
	老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)		生活相談員	社128
軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム(A型、B型) ・ケアハウス を含む		生活相談員	社130
		主任生活相談員	社131
老人福祉センター (特A型、A型、B型)		相談・指導を行なう職員	社132
老人短期入所施設		生活相談員	社133
老人デイサービスセンター		生活相談員	社135
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)		相談援助業務を行なっている職員	社137
有料老人ホーム		生活相談員	社138
その他		高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	社140
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	社141
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	社142

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	社 200	
		心理判定員	社 201	
		職能判定員	社 202	
		ケース・ワーカー	社 203	
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター(A型、B型) ・在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	社 204	
点字図書館	相談援助業務を行なっている職員	社 205		
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 206	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 207	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 208	
		心理判定士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 209	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	社 210	
		心理判定員	社 211	
		職能判定員	社 212	
		ケース・ワーカー	社 213	
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員(注意7)	社 214	
		就労支援員	社 215	
		サービス管理責任者	社 216	
	地域活動支援センター	指導員(注意7)	社 217	
	福祉ホーム	管理人	社 218	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 219	
	一般相談支援事業所	相談支援専門員	社 220	
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	社 221	
		相談支援員	社 530	
	相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	社 222	
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 223
		日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 224
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 225

(注意7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
障害者総合支援法	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員(注意7)	社 226
		身体障害者療護施設	生活支援員(注意7)	社 228
		身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)	社 230
		身体障害者福祉工場	指導員(注意7)	社 232
		精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	社 233 社 234
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士	社 235
			精神障害者社会復帰指導員	社 236
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	社 237
			精神障害者社会復帰指導員	社 238
	精神障害者福祉ホーム	管理人	社 239	
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員(注意7)	社 240
			知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員(注意7)
		知的障害者通動寮	生活支援員(注意7)	社 244

(注意7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者総合支援法	生活介護を行なう施設	生活支援員(注意7)	社246
		サービス管理責任者	社247
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員(注意7)	社248
		サービス管理責任者	社249
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員(注意7)	社250
		就労支援員	社251
		サービス管理責任者	社252
		職業指導員(相談援助を行なう場合に限る)	社531
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	生活支援員(注意7)	社253
		サービス管理責任者	社254
		職業指導員(相談援助を行なう場合に限る)	社532
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	社255
		サービス管理責任者	社256
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	社257
		サービス管理責任者	社258
	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社259
	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	社260
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社261
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社262
	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員	社263
のぞみの園	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	社264
		相談援助業務を行なっているケースワーカー	社265
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	社266
		就労支援を担当する職員	社267

(注意7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

### 3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	社268
		障害者職業カウンセラー	社269
	地域障害者職業センター	職場適応援助者	社270
		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	社271
	障害者雇用支援センター	主任就業支援担当者	社272
		就業支援担当者	社273
		主任職場定着支援担当者	社274
		生活支援担当職員	社275
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	社272
		就業支援担当者	社273
職業安定法	公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポーター	社276
		障害学生等雇用サポーター	社533
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	社278
		聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	社280
		地域移行推進員	社281
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	社282
		地域移行推進員	社283
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	社284
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	社285
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金支給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	社286
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	社287

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 300
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 301
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 302
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 303
医療法	病院・診療所	相談員(医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	社 304
		退院後生活環境相談員	社 305
生活保護法	救護施設	生活指導員	社 306
	更生施設	生活指導員	社 307
	授産施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	社 308
	宿所提供施設	指導員(作業指導員、職業指導員を除く)	社 309
	被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	社 310
	日常生活支援住居施設	生活支援員	社 311
		生活支援提供責任者	社 312
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所 生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	主任相談支援員	社 313
		相談支援員	社 314
		就労支援員	社 315
		就労準備支援担当者	社 501
		家計改善支援員(家計相談支援員を含む)	社 316
		相談支援員	社 317
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	女性相談支援センター	心理支援員	社 318
		女性相談支援員	社 319
		女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	社 321
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	社 322
寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦並びに	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員(母子の相談を行なう職員)	社 323

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード	
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員(指導監督を行なう職員)	社 324	
		身体障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	社 325	
		知的障害者福祉司(指導監督を行なう職員)	社 326	
		老人福祉指導主事(指導監督を行なう職員)	社 327	
		現業員・ケースワーカー	社 328	
		家庭児童福祉主事	社 329	
		家庭相談員	社 330	
		面接相談員	社 331	
		女性相談支援員	社 332	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	社 333	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	社 334	
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	社 335	
		隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	社 336
		都道府県社会福祉協議会	専門員(日常生活自立支援事業を行なう職員)	社 337
	相談援助業務を行なっている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)		社 338	
	市(特別区を含む)町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	社 339	
		相談援助業務を行なっている職員(主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	社 340	
		専門員(日常生活自立支援事業を行なう職員)	社 534	

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	社 341
		法務教官	社 342
		法務技官(心理)	社 343
		福祉専門官	社 344
少年院法	少年院	法務教官	社 345
		法務技官(心理)	社 346
		福祉専門官	社 347
鑑別所法 少年	少年鑑別所	法務教官	社 348
		法務技官(心理)	社 349
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	社 350
		社会復帰調整官	社 351
	保護観察所	保護観察官	社 352
		社会復帰調整官	社 353
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	社 354
		補導員	社 355
		福祉職員	社 356
		薬物専門職員	社 357
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	社 358
労働者災害補償保険法	労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	社 359
医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	社 360
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	社 361
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員	社 500

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 362
	母子・父子自立支援プログラム策定事業を行なっている施設	母子・父子自立支援プログラム策定員	社 363
	就業支援専門員配置等事業を行なっている施設	就業支援専門員	社 364
	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	社 365
	就労支援事業を行なっている事業所(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	社 366
	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	社 367
		その他相談援助業務を行なっている職員	社 368
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 369
	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	社 370
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	社 371
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 372
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 373
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業)家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	社 374
		相談支援員	社 375
		就労支援員	社 376
		家計相談支援員	社 377
	地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 535
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	社 378
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	社 379
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	社 380

## 5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	社 4 0 0
	生活指導員	社 4 0 1
身体障害者福祉ホーム	管理人	社 4 0 2
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	社 4 0 3
	精神障害者社会復帰指導員	社 4 0 4
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 5
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 6
知的障害者デイサービスセンター	指導員	社 4 0 7
	生活指導員	社 4 0 8
	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 9
知的障害者福祉ホーム	管理人	社 4 1 0
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業) ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 1
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業) ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業		
障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 2
経過的デイサービス事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 3
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 4
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通動寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 5

## 5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅(登録住宅) 等において実施する事業	生活援助員	社 4 1 6
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)		
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	社 4 1 7
ヴェトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員	社 4 1 8
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 9
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 0
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 1
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 2
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 2 3